

広  
報

# 大洲

No.30

— おおず —

きらめき創造 大洲市  
—みとめあい ささえあう 肱川流域都市—



5月26日(土)は、大洲市の「マッチ・シティ」の日、さまざまなイベントを通して大洲の魅力をPRしました。(16ページ関連記事掲載)

7  
2007

## 平成19年7月号

- ☆介護保険料のお知らせ ..... P2～3
- ☆国民年金保険料の免除制度 ..... P5
- ☆緊急情報の放送開始 ..... P11
- ☆うかい50周年記念式典 ..... P17

発行／大洲市役所 編集／総務課  
〒795-8601 大洲市大洲690-1 ☎ 24-2111

12100 PRINTED WITH SOYINK  
広報おおずは古紙の配合100%の再生紙と  
環境にやさしい「大豆インキ」を使用しています。

# 介護保険料のお知らせ

65歳以上のみなさんへ

平成19年度

## 介護保険料のお知らせ

介護保険制度では、必要とするサービス量や65歳以上の人の数によって、3年ごとに保険料の見直しを行っています。なお、昨年度保険料基準額の見直しを行ったため、今年度は保険料基準額の変更はありません。

保険料はいくらになるのですか？

下表のように住民税の課税状況や所得状況によって決まります。

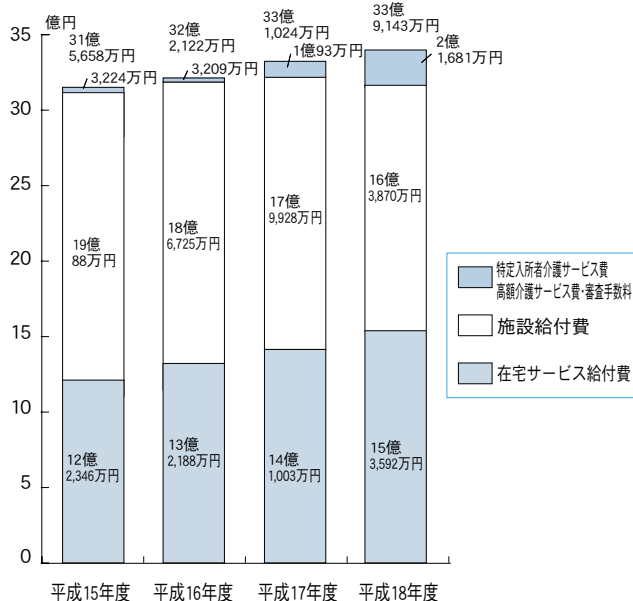
※住民税において、合計所得金額が125万円以下の65歳以上の方に対する非課税措置が廃止され、その影響により所得状況が変わらなくても所得段階が上がる場合があります。そのような方の保険料負担の急激な増加を軽減させるため、今年度も住民税における特例措置と同様に緩和措置を実施します。詳細は、別途おたずねください。

| 段 階  | 対 象 者                                       | 保険料率     | 保険料年額   |
|------|---------------------------------------------|----------|---------|
| 第1段階 | ○生活保護の受給者<br>○老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の方      | 基準額×0.5  | 22,500円 |
| 第2段階 | ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.5  | 22,500円 |
| 第3段階 | ○世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない方                   | 基準額×0.75 | 33,800円 |
| 第4段階 | ○本人が住民税非課税の方（世帯内に住民税課税者がいる）                 | 基準額      | 45,000円 |
| 第5段階 | ○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方              | 基準額×1.25 | 56,300円 |
| 第6段階 | ○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方              | 基準額×1.5  | 67,500円 |

介護保険は、いまどんな状況ですか？

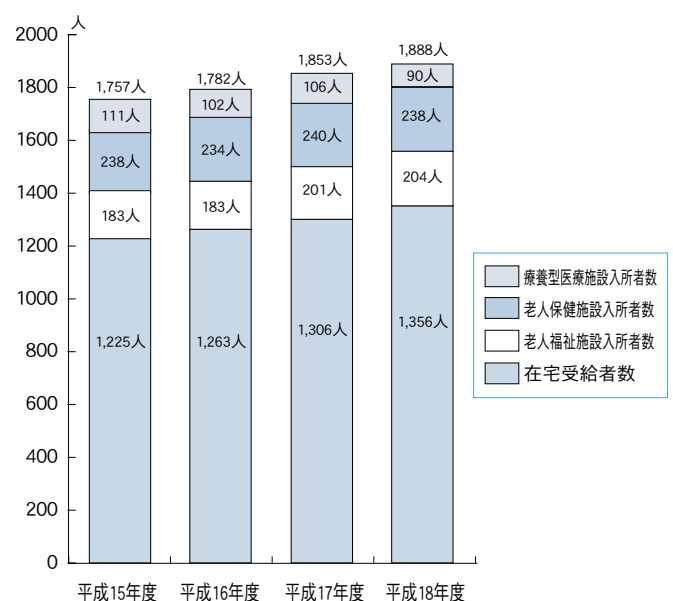
現在、大洲市においても高齢化が進み、表1「介護を必要とする人が増加」しており、それに伴い、表2「介護サービス給付費が増加」しています。

表2 介護サービス給付費が増える



大洲市介護保険サービス 給付額の推移

表1 介護を必要とする人が増える



大洲市介護保険サービス 利用者の推移

## 介護保険料のお知らせ

### 保険料はどうやって納めるのですか？

納める方法は年金額によって2種類あります。

#### 普通徴収

老齢年金（退職）年金額が年額18万円未満の人は、納付書で個別に納付します。

納期は、7月から3月までの計9期です。

また、口座振替もできますので、希望する人は最寄りの金融機関または郵便局で手続きしてください。

#### 特別徴収

老齢年金（退職）年金額が年額18万円以上の人は、年金から差し引かれます。

4月・6月・8月は、一部の人を除き、前年度2月分の保険料額をそのまま納付します。《仮徴収》

10月・12月・2月は、本年度に確定した年額保険料から仮徴収額を引いた額を納付します。

#### 《本徴収》

※なお、年金額が18万円以上の人も、次のようなときには一定の期間、「普通徴収」扱いになります。

- ◆年度の途中で65歳になった。
- ◆年度の途中で他の市区町村から転入した。
- ◆年度の途中で所得段階が変わった。

◆年金の現況届の出し忘れなどで年金が一時差し止めになった。

### 納め忘れにご注意ください！

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じたサービスにかかる保険給付が受けられなくなります。

①1年以上滞納するとサービスがいったん全額負担となり、申請により後で給付されます。

②1年6カ月以上滞納すると、保険給付が一時差し止めとなったり、滞納していた保険料と相殺されたりします。

③2年以上滞納すると利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービスが受けられなくなったりします。

災害などの特別な事情で一時的に保険料が納められなくなったときは、左記窓口までご相談ください。

#### 問い合わせ先

- 市役所高齢福祉課介護保険管理係
- ☎ 21111
- （内線166・167・168）
- 長浜支所市民福祉課
- ☎ 11111（内線22）
- 脇川支所市民福祉課
- ☎ 23111（内線227）
- 河辺支所市民福祉課
- ☎ 21111（内線151）

### 地域支援事業を活用しましょう

介護保険制度により、要支援・要介護認定を受けていない高齢者のうち、要支援・要介護状態になるおそれのある人を対象とした介護予防サービスを実施しています。なお、地域支援事業には、介護保険料の一部が財源と

して使われています。

#### 【問い合わせ先】

- 市役所高齢福祉課高齢者福祉係
- ☎ 21111（内線171）
- 長浜支所市民福祉課
- ☎ 11111（内線22）
- 脇川支所市民福祉課
- ☎ 23111（内線227）
- 河辺支所市民福祉課
- ☎ 21111（内線151）

## ☆☆☆☆☆ 介護予防サービス利用までの流れ ☆☆☆☆☆

**65歳以上の方は生活機能の低下を把握するため、地域の健診を受診します。**

- 要介護認定の非該当者
- 地域の医療機関など関係機関から連絡のあった人
- 訪問活動などにより生活機能の低下が心配される人などは受診をおすすめします。

#### 地域包括支援センター

**生活機能が低下している人の中から、対象者(特定高齢者)を選定します。**

介護予防の対象となる可能性のある人については、基本チェックリストを含む健診結果を総合的に判断し、対象者を選定します。

#### 特定高齢者に該当する人

##### 介護予防ケアマネジメント

- ①対象者の把握
- ②一次アセスメント
- ③介護予防ケアプランの作成

#### 特定高齢者に該当しない人

#### 地域支援事業(介護予防特定高齢者施策)の利用

##### ●地域支援事業

##### (介護予防特定高齢者施策)

##### ☆通所型介護予防事業☆

通所により介護予防を目的とした「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」などを行います。

##### ☆訪問型介護予防事業☆

保健師などが、閉じこもり、認知症、うつなどのおそれのある高齢者宅を訪問し、介護予防に関する動機付け支援を行います。

#### 全高齢者を対象に、生活に関する総合的な相談や生活支援などのサービスを利用

##### ●地域支援事業

##### ☆一般高齢者施策☆

全高齢者を対象として、介護予防に関する情報の提供、活動支援、環境整備を行います。

##### ☆任意事業☆

家族介護支援事業、介護給付適正化事業、地域自立生活支援事業などを行います。

##### ●保健福祉事業

高齢者がいつまでも地域でいきいきと暮らすことを目指して、緊急通報装置貸与事業、軽度生活援助事業などを行います。



## 戦没者などの遺族の皆様へ

戦没者などの遺族の皆様へ

### 〽特別弔慰金の手続きは お済みですか?〽

戦没者などの遺族の人に弔慰

の意を表すため、特別弔慰金を  
支給しています。

#### 【支給の方法】

特別弔慰金は、戦没者一人に  
ついて、額面40万円の国債で支  
給され、平成18年から27年まで  
の10年間にわたって毎年4万円  
ずつ償還されます。

#### 【支給の条件】

特別弔慰金を受けることがで  
きるのは、満州事変（昭和6年  
9月18日）以後の戦没者などの  
遺族ですが、平成17年4月1日  
現在で公務扶助料、遺族年金な  
どを受けている遺族がいない場  
合に限られます。

#### 【支給の対象者】

特別弔慰金は、主として次の  
遺族のうち、順序に従って最も  
順位が先の人一人に支給されま

す。

①平成17年4月1日までに弔慰  
金（遺族国庫債券）の受給権  
を取得した人

②戦没者などの子

③戦没者などと生計をともにし  
ていた父母、孫、祖父母、兄  
弟姉妹（婚姻、養子縁組によ  
り平成17年4月1日に氏が変  
わっている人は除かれます。）

④③以外の父母、孫、祖父母、  
兄弟姉妹

⑤①から④以外の三親等内の親  
族（戦没者などの死亡まで引  
き続いて一年以上生計をとも  
にしていた人に限ります。）

\*戦没者の死亡当時生まれてい  
たことが要件です。（子の場  
合は死亡当時の胎児も含まれ  
ます）

#### 【請求の期限】

請求は平成20年3月31日まで  
です。それまでに請求しないと

受給ができなくなりますので、  
お早めに申請手続きを行ってく  
ださい。

#### 【請求書】

市役所高齢福祉課および支所  
市民福祉課に備えてあります。  
請求書のほかに戸籍抄本なども  
必要です。

#### 【問い合わせ先】

市役所高齢福祉課高齢者福祉係

☎24 2111（内線171）

長浜支所市民福祉課

☎52 1111（内線29）

脇川支所市民福祉課

☎34 2347（内線266）

河辺支所市民福祉課

☎39 2114（内線151）



## えひめ若者サポートステーション 出張相談会開催のお知らせ

えひめ若者サポートステーションでは、若者の心のケアから  
自立に必要なスキルアップまでトータルにサポートしています。

大洲市でも下記の日程のとおり出張相談会を開催します。参  
加費は無料です。お気軽にお申し込みください。

【開催日】 7月25日(水) 午後1時30分から午後5時30分

※予約制ですので、ご希望の方は事前にご予約くださ  
い。

【場 所】 脇南公民館（大洲市大洲1番地甲5）

【お申し込み先】 えひめ若者サポートステーション

☎089・948・2832

（受付：午前10時～午後6時）

## 旧日本赤十字社救護看護婦 旧陸海軍従軍看護婦の皆様へ

先の大戦において、外地等（事  
変地の区域または戦地の区域）  
に派遣され、戦時衛生勤務に従  
事された旧日本赤十字社救護看  
護婦および旧陸海軍従軍看護婦  
の皆様（慰労給付金受給者は除  
く）に対して、そのご苦勞に報  
いるため内閣総理大臣の書状を  
贈呈しています。

#### 【請求期限】

平成21年3月31日

#### 【請求書類】

市役所高齢福祉課の窓口にて用  
意してあります。

#### 【問い合わせ先】

総務省大臣官房管理室

☎03・5253・5182